

## 公益社団法人 日本柔道整復師会定款

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人日本柔道整復師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、本会の目的及び事業に賛同した、各都道府県柔道整復師の団体（以下「都道府県団体」という。）との連携のもと、柔道整復術の進歩発展とその医学的研究をなし、柔道整復師の資質向上に努め、国際相互理解の促進を図り、かつ保険制度達成への協力、柔道を通じた国民の心身の健全な発達を図り、もって国民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 柔道整復術の医学的研究に関する事業
- (2) 柔道整復師の資質向上に関する事業
- (3) 柔道整復師の養成及び指導に関する事業
- (4) 医療・介護保険制度達成の協力に関する事業
- (5) 国民の心身の健全な発達に関する事業
- (6) 国際協力及び貢献に関する事業
- (7) 国民の健康・保健・福祉のための普及啓発活動に関する事業
- (8) 会員の福祉増進並びに相互扶助に関する事業
- (9) 都道府県団体相互の連絡調整に関する事業
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

### 第3章 会 員

(構 成)

第5条 本会は、柔道整復師をもって構成する。

(資格及びその喪失)

第6条 本会会員は、本会の目的及び事業に賛同した都道府県団体の会員たる者とする。

2 本会会員が所属の都道府県団体の会員の資格を失ったときは、同時に、本会会員の資格を失うものとする。

3 前項の他、会員は次に掲げる事由によって会員の資格を失う。

- (1) 第8条の規定による除名
- (2) 退会又は死亡
- (3) 第9条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (4) 本会が解散したとき

(入会、異動及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、所属の都道府県団体を経て、本会に所定の届出をしなければならない。

- 2 会員で退会しようとする者は、所属の都道府県団体を経て、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。
- 3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、所属の都道府県団体を経て、本会に所定の届出をしなければならない。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

ただし、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(入会金及び会費等)

第9条 会員は、本会所定の入会金及び会費等を本会に納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費等の額並びにその徴収方法は、総会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、総会の決議を経て、その額を免除することができる。
- 3 特別の費用を必要とするときは、総会の決議を経て臨時に会費を徴収することができる。
- 4 既納の入会金、会費、寄付金等その他拠出金員は、これを返還しない。

## 第4章 代 議 員

(代議員等)

第10条 本会の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 2 代議員は、都道府県の区域毎に本会の会員数 200 名毎に1名の割合で選出する。200 名に満たない端数については200名として計算する。
- 3 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、会員の中から選ばれることを要する。会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、会員は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、6月7日までに実施することとし、代議員の任期

は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員（以下「補欠代議員」という。）を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠代議員を選任するときは、当該補欠代議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。第6条第2項及び第3項の会員資格を喪失したときも、その効力を失う。

10 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

(5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

## 第5章 総 会

(種 別)

第11条 本会の総会は、通常総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(構成及び議決権の数)

第12条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに財産目録
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(臨時総会の開催)

第14条 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 代議員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき
- (3) 前項の規定による請求をした代議員が、法人法第37条第2項の規定により、裁判所の許可を得て、総会を招集するとき

(招集)

第15条 総会は、前条第3号の規定により代議員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が招集する。

2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に総会を招集しなければならない。

3 会長は、理事会の決議により決定された次に掲げる事項を記載し、開催2週間前までに書面等をもって通知を発しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会に出席しない代議員が書面等によって議決権を行使することができる旨

(議長等)

第16条 総会の議長及び副議長は、当該総会において、出席した代議員の中から選任する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときはその職務を代行する。

(定足数)

第17条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、代議員総数の過半数の出席によ

り成立する。

(決議)

第18条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 基本財産の処分
- (5) 他の法人との合併又は事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定款の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理及び書面による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない代議員は、代理出席又はあらかじめ通知された事項について書面をもって決議することができる。

2 代理出席により議決権を行使する場合は、総会に出席する代理人に代理権を授与することを証明する書面を本会に提出しなければならない。

3 書面により議決権を行使する場合は、代議員は、総会の日時の直前の業務終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面を本会に提出しなければならない。

4 前3項の規定により行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に参入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印する。

## 第6章 役員等

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 14名以上19名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4 第1項第1号の理事のうち、会長を除く理事をもって法人法第91条に定める業務執行理事とする。

(選 任)

第22条 理事及び監事は、本定款の定めるところにより、本会会員の中から、総会の決議によって選任する。

2 前項の規定に基づく理事の選任は、会長、副会長、理事及び監事の役職毎に分けて行う。

3 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

（会長及び副会長の選定等）

第23条 会長及び副会長は、本定款の定めるところにより、総会の決議によって選定及び解職する。

2 前項の規定に基づく会長及び副会長の選定においては、前条の規定に基づき選任された理事をもってそれぞれの候補者とする。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐し、この定款及び理事会において定めるところにより、分担してその業務を執行する。

4 会長及び副会長並びに理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第29条 本会は、理事及び監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長、顧問、相談役及び参与)

第30条 本会に、名誉会長、顧問、相談役及び参与を若干名置くことができる。

2 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、学識経験者又は本会に特に功労があった者を理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、会長の諮問に応じ、本会の各種会議に出席して意見を述べるることができる。ただし、表決に加わることはできない。

4 名誉会長、顧問、相談役及び参与の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

(業務機関)

第31条 会長が必要と認める場合は、理事会の決議を経て、部会、委員会、諮問機関及び下部組織等を設置することができる。

2 前項について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第7章 理 事 会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

3 会長が必要と認める場合は、理事会の決議を経て必要な者を理事会に出席させ意見を述べさせることができる。ただし表決に加わることはできない。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(招集)

第34条 理事会は会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した文書もしくは電磁的方法により、開催日の7日前までに通知を発しなければならない。

3 会長が欠けたとき又は事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理

事が招集する。

(議 長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれにあたる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の出席により成立する。

(決 議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(贈与された株式の権利行使の手続)

第 38 条 本会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 事 務 局

(事務局)

第 40 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

4 前項以外の職員は会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第 9 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 41 条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定めたものとする。

(基本財産)

第 42 条 基本財産について本会は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 基本財産から生じる収入は公益目的事業に充てるものとする。

(基本財産の処分の制限)

第 43 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由がある時は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決、

及び総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、その一部を処分し、又は全部若しくは一部を担保に供することができる。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会計規程)

第47条 本会の会計に関し必要な規程は、理事会の決議を経て別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第48条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第46条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第50条 本会は、総会の決議その他法令に定められた事由により、他の法人との合併又は事業の全部の譲渡を行うことができる。

(解散)

第51条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第11章 公 告

(公告の方法)

第54条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 補 則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は萩原正とし、最初の業務執行理事は工藤鉄男、松岡保、石原誠、岡本和久、小合洋一、木山時雨、佐藤金一、高崎光雄、富永敬二、豊嶋良一、永田官久、萩原隆、萩原正和、橋本昇、原正和、吉田充孝、寺本欽弥とする。
- 3 法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設

立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款の施行後の最初の代議員は、第10条と同じ方法であらかじめ行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

5 この定款は、平成26年7月1日から一部改正し施行する。